

# ボーナスカット（Ⅲ）裁判 大阪地裁の不当判決に断固抗議する！

1月20日、大阪地方裁判所は「ボーナスカット（Ⅲ）裁判（平成18年（ワ）第211号損害賠償事件）」に対して、私たちの請求を棄却する不当判決を下しました。

この判決は、JR東海会社がJR東海労を嫌悪・敵視してきた背景を抜きに「JR東海労大阪第一運輸所分会の組合員6名への不当なボーナスカット」に対する事実の有無について、会社の主張だけを鵜呑みにした、一方的に事実認定したもので極めて不当な判決です。

私たちは、怒りを込めて不当判決に断固抗議する。

## 一切の組織破壊攻撃を許さず、さらなる闘いに決起するぞ！

私たちはこの不当判決に対して、ただちにJR東海労新幹線関西地本主催で不当判決抗議集会を開催しました。集会の中で船出地本委員長は「会社による不当なボーナスカットを手段とした組織破壊攻撃に対して、裁判闘争に立ち上がり、デタラメな報告を行った管理者を法廷の場で糾弾してきた。今後も不当な扱い、不当労働行為を許さない闘いをつくり出して行こう。」と挨拶を行いました。来賓としてJR東海労本部から木下副委員長、藤広副委員長、高山執行委員、上杉執行委員が参加をされ、代表して木下副委員長より連帯の挨拶をいただきました。

続いて、JR東海労大一運輸所分会の小濱分会長が「今も運転している仲間が、注意・指導として難癖をつけられている。運転中に、こんなことをやっていることは安全上重大な問題である。結果は最後までわからないので、高裁での控訴審の闘いをつくり出していきたい。」と力強く闘う決意を明らかにしました。私たちはさらなる闘いに決起することを全体で確認しました。



船出地本委員長



小濱大一運輸所分会長



木下本部副委員長